



1 区民等の意見の反映

(1) 高齢者保健福祉懇談会

練馬区高齢者保健福祉懇談会設置要綱

平成16年11月16日
練保高発第956号

(設置)

第1条 老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18および老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づいて平成17年度に新たに策定する練馬区高齢者保健福祉計画に、区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区高齢者保健福祉懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員12名以内で構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 高齢者の保健福祉関係者 6名以内
- (3) 公募区民 4名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会には、座長が指名する副座長を置く。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第3条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第4条 懇談会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策(介護保険分野を除く)に関する事項
- (2) その他座長が必要と認める事項

(委員の任期)

第5条 懇談会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、保健福祉部高齢者課で処理する。

(公開)

第7条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年11月16日から施行する。

開催の経過

回数	開催日	主な検討内容等
第1回	平成16年12月17日	1 委員委嘱 2 座長互選および副座長指名 3 懇談会設置の趣旨について 4 高齢者保健福祉計画および関連計画について 5 高齢者保健福祉計画策定のスケジュールについて 6 懇談会の運営について
第2回	平成17年1月24日	1 高齢者基礎調査結果速報について 2 福祉のまちづくりについて 3 高齢者の住まいについて
第3回	平成17年2月8日	1 高齢者の住まいについて 2 高齢者のいきがづくり・社会参加について
第4回	平成17年3月18日	1 高齢者の健康づくりについて 2 高齢者の介護予防・認知症予防について
第5回	平成17年5月16日	1 高齢者基礎調査の報告について 2 ひとりぐらし高齢者・高齢者のみの世帯の見守りにについて
第6回	平成17年6月9日	1 高齢者保健福祉計画に盛り込むべき理念等について 2 高齢者保健福祉懇談会報告書素案について
第7回	平成17年7月14日	1 高齢者保健福祉懇談会報告書について 2 区長への報告について

練馬区高齢者保健福祉懇談会名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	役職等
学識経験者 (2名)	三浦 文夫	東京都社会福祉総合学院学院長 元日本社会事業大学学長
	西川 克己	茨城キリスト教大学生生活科学部教授 東京都社会福祉総合学院講師
高齢者の保健福祉 関係者 (6名)	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会会長
	阿部 忠道	練馬健康生きがいづくりアドバイザー協議会 練馬21くらぶ代表
	轟 守一	社団法人練馬区シルバー人材センター会長
	馬場 康雄	社会福祉法人章佑会理事長
	山本 雄一	特定非営利活動法人シニアふれあい練馬 会長
	早船 良雄	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員
公募区民 (4名)	井上 昌知	春日町在住
	内田 敦子	東大泉在住
	栢本 健一	大泉学園町在住
	松井 加代子	栄町在住

...座長、 ...副座長

(計12名)

(2) 介護保険運営協議会

練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第117条第1項の介護保険事業計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者（法第7条第25項に定めるものをいう。）の職員

(3) 福祉関係団体の職員または従事者

(4) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）の職員

(5) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

（介護保険運営協議会の構成）

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 被保険者 6人以内

(2) 医療保険者の職員 1人以内

(3) 福祉関係団体の職員または従事者 5人以内

(4) 介護サービス事業者の職員 6人以内

(5) 学識経験者 2人以内

（会長）

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

開催の経過

第3期介護保険事業計画策定に向けた諮問以前の第8回までは省略

回	開催日	主な審議内容
第9回	平成16年11月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3期介護保険事業計画策定に向けた諮問について 2 検討の進め方について 第1回から第8回までの運営協議会会議録のとりまとめについて 第3期計画に向けた検討事項について 国の介護保険制度の見直し状況について 3 練馬区の介護保険の実施状況について 4 練馬区の高齢者福祉施策について
第10回	平成17年1月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の交代について 2 第3期介護保険事業計画策定に向けた検討について 中間答申を行うまでの検討スケジュール(案) 練馬区の第2期介護保険事業計画の総括 第3期事業計画策定に向けた基本コンセプト(案) 国における制度見直しの内容 「総合的な介護予防システムの確立について」検討 3 練馬区の介護保険の実施状況について
第11回	平成17年3月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3期介護保険事業計画策定に向けた検討について 検討課題「介護保険サービスの充実と新しいニーズへ対応できる仕組みを確立する」 2 介護保険の利用状況等について 3 平成17年度介護保険の運営について 4 練馬区の高齢者福祉施策について
第12回	平成17年5月18日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の交代について 2 第3期介護保険事業計画策定に向けた検討について 検討課題「居宅生活継続の仕組みを確立する」 3 介護保険の利用状況等について 4 平成17年度の介護保険の運営について 5 練馬区の高齢者福祉施策について
第13回	平成17年6月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3期介護保険事業計画策定に向けた検討について 検討課題「介護と医療との一体的連携の仕組みを確立する」 検討課題「区民・サービス事業者・保険者の役割分担とネットワークの仕組みを確立する」 検討課題「その他、検討すべき内容」 2 介護保険の利用状況等について 3 中間答申(案)の作成について 4 その他 介護保険制度改正に伴う地域説明会の開催について

第 14 回	平成 17 年 7 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 中間答申（案）について 2 中間答申（案）の今後の取り扱いについて 3 介護保険の利用状況等について 4 練馬区の高齢者福祉施策について 5 その他 練馬区介護保険制度改正シンポジウムの開催について（案） 第 3 期介護保険事業計画（素案）の区民説明会について
平成 17 年 9 月 1 日		区へ第 3 期介護保険事業計画策定に向けた中間答申を提出
第 15 回	平成 17 年 10 月 14 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 3 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について 2 介護保険施設等における居住費・食費の見直しについて 3 介護保険の利用状況等について 4 練馬区の高齢者福祉施策について 地域福祉計画の素案について 5 その他 地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会について 練馬区介護保険制度改正シンポジウムの開催について
第 16 回	平成 17 年 12 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 3 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関するパブリックコメントについて 2 介護保険料の段階設定について 3 第 3 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について 4 公的介護施設等に関する市町村整備計画（案）について 5 地域密着型サービス実施指針（案） 6 （仮称）介護保険認定調査員（非常勤）の配置について 7 介護保険の利用状況等について 8 最終答申（案）の作成について
第 17 回	平成 18 年 1 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 3 期介護保険事業計画策定に向けた答申（案）について 2 第 3 期介護保険事業計画期間中の第 1 号介護保険料について 3 地域包括支援センターの設置について 4 地域密着型サービス事業者の公募について 5 要介護認定モデル事業の実施結果について 6 介護保険の利用状況等について
平成 18 年 1 月 31 日		区へ第 3 期介護保険事業計画策定に向けた答申を提出

第2期練馬区介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属等
被保険者 (6人以内)	阿部 脩	公募委員(旭丘在住)
	坂本 美智子	公募委員(小竹町在住)
	佐野 保雄	公募委員(春日町在住)
	小泉 晴子	公募委員(錦在住)
	斎藤 晃子	公募委員(石神井台在住)
	結城 健	公募委員(関町南在住)[平成17年3月31日まで]
医療保険 者の職員 (1人以内)	中村 吉實	タムラ製作所健康保険組合 常務理事 [平成16年4月16日まで]
	原 章次	東京紙商健康保険組合 常務理事 [平成16年4月17日から平成17年3月31日まで]
	小池 敏夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事 [平成17年4月1日から]
福祉関係 団体の職員 または従事 者 (5人以内)	大野 文子	富士見台・南田中地区民生児童委員協議会 会長
	臼井 彰	練馬区社会福祉協議会 理事
	戸田 京子	ふきのとう在宅介護支援センター 所長
	山本 雄一	ボランティアグループ ねりまシニアクラブ 会長
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長
介護サービ ス事業者の 職員 (6人以内)	多比良 たか子	NPO・ACT居宅介護支援事業所ねりま 管理者
	本田 彰	㈱やさしい手 練馬事業所長[平成16年12月31日まで]
	名古屋 祐子	㈱コムスン 事業本部ラインサポート部 品質向上課 課長代理[平成17年1月1日から]
	中村 喜江	介護老人福祉施設第2育秀苑 施設長
	福井 倫子	介護老人保健施設練馬ゆめの木 副施設長
	林田 俊弘	NPO法人ミニケアホームきみさんち 理事長
	中村 紀雄	医療法人社団滋明峰会大泉はなわクリニック 事務長
学識経験者 (2人以内)	◎町田 英一	社会福祉法人東京かたばみ会 理事長
	○鎌田 ケイ子	NPO 法人全国高齢者ケア協会 理事長

…会長、 …会長代理

任期：3年（平成15年7月1日～平成18年6月30日）

(3) 区民意見反映制度に基づく区民の意見の募集等

区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案の周知および区民の意見を募集しました。

計画素案の周知・意見の募集

ねりま区報（平成 17 年 10 月 21 日号）および練馬区ホームページにより、計画素案を周知するとともに、意見を募集しました。

意見の募集期間

平成 17 年 10 月 21 日から 11 月 21 日まで

計画素案の縦覧場所

出張所、保健相談所、総合福祉事務所などの区立施設

素案説明会

開催場所	実施日	参加人数
練馬区役所	平成 17 年 10 月 27 日	72 名
勤労福祉会館	平成 17 年 10 月 28 日	55 名
光が丘区民ホール	平成 17 年 10 月 29 日	33 名
関区民ホール	平成 17 年 10 月 31 日	33 名
参加者合計		193 名

については、地域福祉計画素案、健康づくり総合計画素案と合同で行いました。

2 区内部組織による検討

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成16年12月13日
練保高発第1053号

(設置)

第1条 平成18年度を計画の始期とする練馬区高齢者保健福祉計画および練馬区介護保険事業計画を策定するため、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会はずぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区高齢者保健福祉計画および練馬区介護保険事業計画の策定方針に関する事項
- (2) 練馬区高齢者保健福祉計画および練馬区介護保険事業計画の内容に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、保健福祉部長とする。
- 3 副委員長は、練馬区保健所長とする。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、また説明を求めることができる。

(部会の設置および構成等)

第5条 委員会には、特定事項の調査および検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢者課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年12月13日から施行する。

別表第1(第3条関係)

企画部 企画課長

区民部 地域振興課長

保健福祉部 管理課長 介護保険課長 高齢者課長 支援調整担当課長

総合福祉事務所長の職にある者1人 健康センター所長(17年3月まで)

介護予防担当課長(17年4月から)

練馬区保健所 保健管理課長 予防課長 保健相談所長の職にある者1人

都市整備部 住宅課長

生涯学習部 生涯学習課長 スポーツ振興課長

(2) 高齢者部会・介護保険部会

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱第5条に基づき、高齢者部会と介護保険部会を設置しました。また、両部会に分科会を設けました。

《高齢者部会》

分科会

いきがい・社会参加分科会

住まい・施設分科会

保健・医療分科会

支援分科会

《介護保険部会》

分科会

介護予防システム分科会

居宅生活継続の仕組みづくり分科会

痴呆ケア支援体制と権利擁護分科会

保険者機能の強化分科会

「痴呆」は「認知症」に変わっているが、当時の分科会名を記載した(以下同じ)。

《区民等の意見の反映》

高齢者保健福祉懇談会

区民意見反映

(パブリックコメント) 制度

介護保険運営協議会



**高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画**



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会

高齢者部会

いきがい・社会参加分科会
住まい・施設分科会
保健・医療分科会
支援分科会

介護保険部会

介護予防システム分科会
居宅生活継続の仕組みづくり分科会
痴呆ケア支援体制と権利擁護分科会
保険者機能の強化分科会

《区内部組織による検討》

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

練馬区 健康福祉事業本部 保健福祉部

高齢者課（18年4月から高齢社会対策課）

介護保険課[介護保険に関連する部分]

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話 03-3993-1111（代表）